

○通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件
 (昭和六十二年建設省告示第千九百二号) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二 第一項第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から<u>第二号</u>までに規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル</p> <p>ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号<u>第五号</u>に規定する規格</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十五条の二 第一項第一項第九号の規定に基づき、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号の主要構造部である柱又ははりのうち木材で造られた部分については、その表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次に掲げる集成材その他の木材の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる値の部分が除かれるものとして、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、残りの断面に生ずる長期応力度を計算すること。</p> <p>イ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号第一号から<u>第三号</u>までに規定する規格に適合するもの 二・五センチメートル</p> <p>ロ 昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号<u>第六号</u>に規定する規格</p>

に適合するもの 三センチメートル

ハ イ及びロに掲げる木材以外の木材で国土交通大臣が指定したものの
(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条第二号の
規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) 国土交通
大臣が指定した数値

三
〽
四
(略)

に適合するもの 三センチメートル

三
〽
四
(略)